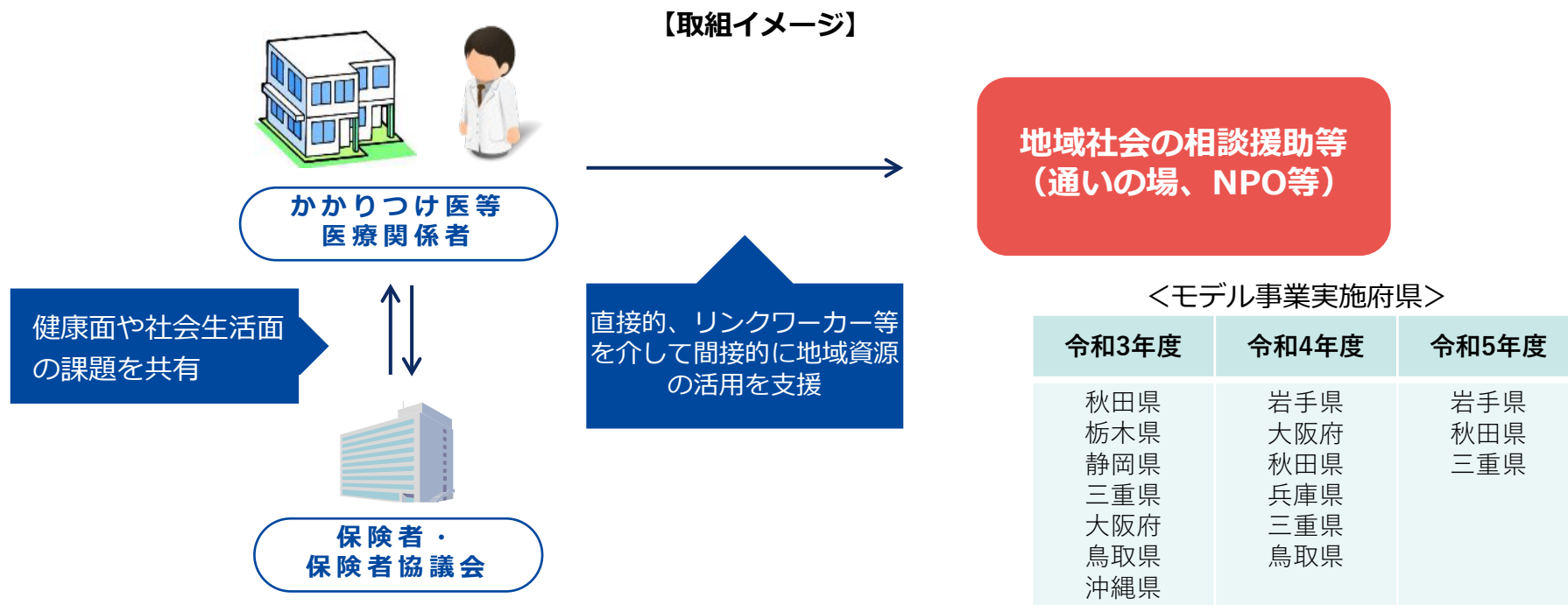


高齢社会対策大綱の策定のための検討会（第5回）

保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの取組について

保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの取組

- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、地域社会で行っている相談援助等の地域資源の活用を進め、加入者の健康面・社会生活面の課題に対応する取組を推進。
- 令和5年度はモデル事業の実施とともに、先進的な事例を横展開する等のためのモデル事業の実施結果を踏まえた取りまとめを実施。



【スケジュール】

2021 (R3) ~2022 (R4) 年度

モデル事業実施 (令和3年度 7、令和4年度 6 都道府県の保険者協議会)

2023 (R5) 年度

モデル事業 (3都道府県)
モデル事業実施結果取りまとめ

2024 (R6) 年度

保険者協議会における継続的な取組支援

取組事例 - 兵庫県保険者協議会（令和4年度）

- 取組実施市町村：養父市
 - 人口：22,129人（令和2年時点）
 - 高齢化率：39.6%（令和2年時点）

取組の流れ・工夫点

- 実施体制：保険者協議会、兵庫県、養父市、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会

工夫点：
かかりつけ医からリンクワーカーに、対象者の状況や支援依頼について簡易に連携できるよう、「相談支援依頼シート」を作成・活用

かかりつけ医・
病院組合



かかりつけ医

情報連携

保険者（自治体）



保険者
（リンクワーカー）

特定保健指導・
受診勧奨・
地域コミュニティ等への参加勧奨

住民（加入者）



住民

参加・相談

工夫点：
地域特有の社会資源（農業・芸術文化）の活用

農業 養父市シルバー人材センター農業会員による個別農業指導の仕組みを用意

リンクワーカー(連携役) → 指導依頼情報連携 → スキーム → 農業会員 → 農業指導を通じた関わり → 指導希望

伴走支援 保健指導等

指導内容：対象者のニーズに合わせた指導
(例：対象者が希望する野菜の作り方についての指導等)

芸術文化 施設や催しの場に足を運びたいくなる仕掛けづくりに向け検討を継続

- ・おおやアート村ビッグラボの活用に向け、地域おこし協力隊員を含め、関係者で協議
- ・やぶ市民交流広場のガーデニングボランティアなどの活用を協議

おおやアート村 BIG LABO

Y B fab やぶ市民交流広場

出典：兵庫県提供資料

社会資源

既存の集いの場
(健康教室、自治協活動、高齢者サロン、趣味・スポーツ、高齢者大学、公民館教室、ボランティア活動)

農業分野
(養父市シルバー人材センター農業会員による個別農業指導の仕組みを用意)

芸術・文化
(針金アート講座の開催、「やぶ市民交流広場」や「おおやアート村ビッグラボ」と連携したアート指導、イベント参加等による通いの場づくり)

モデル事業で見られた課題

- 本モデル事業の取組におけるポイントについて、今後、以下のような対応が考えられる。

| ポイント | 詳細 | 考えられる対応 |
|--|---|--|
| <p>ポイント①： 医療従事者による 介入手法</p> | <ul style="list-style-type: none"> 多様な関係者が取組の目的を共有し、一定の共通水準で対象者を抽出するために、アセスメントシートを作成する等、地域ごとに独自にゼロから作成している。 <p>※モデル事業においては、多くの地域で問診票をゼロから独自に作成している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> モデル事業で作成・使用された問診票（アセスメントシート）等を共有。他の地域で使用されているアセスメントシートを参考に、地域の特性を踏まえ作成できるよう支援。 |
| <p>ポイント②： リンクワーカー機能を担う主体</p> | <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体（医療従事者、保険者・行政・民間（ボランティア））がリンクワーカー機能を担っており、各々が担う役割も多岐にわたっている。 <p>※モデル事業においては、紹介・介入が必要な住民の抽出に関与する医師をも含めてリンクワーカーと呼称している事例もある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域には、既にリンクワーカーに近い役割を担っている主体（生活支援コーディネーター、民生委員等）が存在するため、地域の実態に合わせて必要な場合、リンクワーカー機能を担う主体を検討 |
| <p>ポイント③： 地域の社会資源の 整備状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> 対象者の社会生活面の課題やニーズを踏まえた上で適切な社会資源を選定することが重要であるが、地域毎に社会資源の整備状況が様々である。 | <ul style="list-style-type: none"> 活用可能な社会資源の整備等、紹介可能な社会資源を共有するための地域資源マップ等を作成 |

Social prescribingの取組について

- Social prescribing（いわゆる「社会的処方」）は各国の取組・位置づけに照らしてWHOの報告書では、「臨床及び地域社会において信頼された者が、ある個人が非医療的でありながら健康に関係する社会ニーズがあることを認識し、地域社会の中でsocial prescriptionを共に作り出すことで、その個人を非医療的サポートやサービスにつなげるための手段」とする定義が用いられている。
- 諸外国では、それぞれ異なるsocial prescribingが行われている。「保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業」においてモデル事業（令和3年～5年）を実施。日本ではモデル事業の他、古くは入退院支援等により、医療から介護・福祉サービスへの接続は行われている。モデル事業のほかにも、日本では地域ごとに、“英国型”、“入退院支援型”、“地域共生型”（※）等とも言うべき様々な取組が、social prescribingの枠にとらわれずに以前から進められてきている。
- こうした取組を推進するためには、地域のこれまでの取組と連続性を持ちつつ、「地域共生」や「まちづくり」の中で、社会的課題を有する者を必要なサービスに接続するための手段の一つとして、医療に携わる者が担いする役割として認識し、地域ごとの社会的課題や活用可能な社会資源の実情に応じて取組をすすめることが必要。このためモデル事業で得られた課題も踏まえ、以下の支援を実施。
 - 保険者協議会における一部の取組への継続的な支援の実施
 - 取組の企画に資するよう、実践ツールやモデル事業における事例集の作成
 - それぞれの社会的課題に対応した地域で作成されたアセスメントシートの共有

※英国では、かかりつけ医（GP）が社会的課題を理由とした受診等の業務ひっ迫への解消を目的の一つとして、外来患者をリンクワーカーにつなげる取組がすすめられ、social prescribingの概念が誕生した。シンガポールの大手病院グループでは、以前から行われている入院患者の在宅復帰支援等の活動をsocial prescribingと称するようになった。日本ではこれらの取組のほか、医療従事者がリンクワーカー機能をつとめるものや地域活動を主催する取組等が行われており、しばしば「地域共生」や「まちづくり」と同義語的に「社会的処方」として取り組まれている活動がある。

令和6年度当初予算 1.0億円（80百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 保険者協議会は、都道府県単位で設置され、保険者横断的に住民の予防・健康づくりと医療費適正化を推進する取組を行っている。保険者が共通認識を持って取組を進めることができるよう、保険者が行う加入者の健康の保持増進や都道府県内の医療費の調査分析など医療費適正化の効果的な取組を推進するために必要な体制を確保できるよう、保険者協議会が行う保健事業を補助する。

※1 都道府県内の医療費の適正化については、被用者保険を含め、都道府県と保険者が同じ意識をもって共同で取り組む必要がある。こうした観点から、保険者と後期高齢者広域連合が都道府県ごとに共同で「保険者協議会」を組織し（高齢者医療確保法）、都道府県や必要に応じて医療関係者等の参画も得て会議を開催している。

※2 第3期の医療費適正化計画からは、都道府県が医療費適正化計画の策定に当たって、保険者協議会に事前に協議することとなった。また、都道府県は、計画に盛り込んだ施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者協議会を通じて、保険者、医療関係者等に必要な協力を求めることができることとされている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【保険者協議会が行う事業（補助率）】（案）

◇保険者協議会の開催等（1/2）

医療計画（地域医療構想）、医療費適正化計画への意見提出に係る、専門家等を活用したデータ分析、意見聴取等を行うための保険者協議会、専門部会等の開催

◇データヘルスの推進等に係る事業（2/3）（令和6年度1/2→2/3）

保険者等が実施する、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の推進を図るために実施する事業等

◇特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発に係る事業（1/2）

特定健診等の受診率向上のため、保険者等が共同して行う積極的な普及・啓発活動等

◇特定健診等の円滑な実施のための事業（1/2）

保険者等への情報提供を迅速かつ効率的に実施するためのHPの作成等

◇特定保健指導プログラム研修等事業（1/2）

特定保健指導を行う医師、保健師及び管理栄養士等に対するプログラム習得のための研修の実施

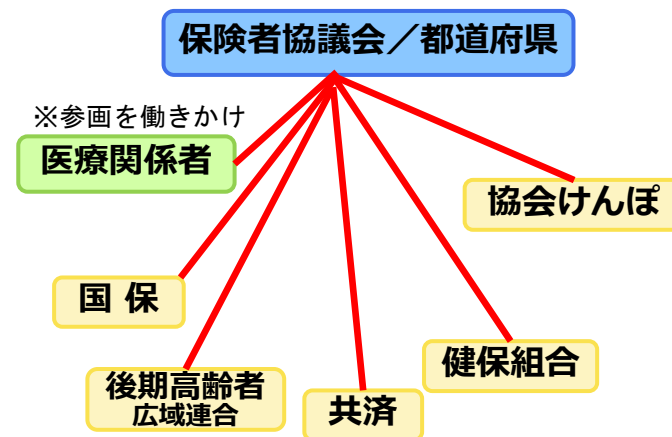
◇特定健診と各種検診の同時実施の促進事業（1/2）

被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施等

◇保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業（1/2）（令和6年度追加）

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用の推進

医療関係者等の協力も得て、協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進



実施主体等

【実施主体】保険者協議会